

令和6年度 第4回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和6年7月25日(木)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和6年7月25日 午後1時30分		
	閉会	令和6年7月25日 午後2時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田淵 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	○	
	会議録署名委員	5番	室伏正裕	1番
出席した事務局	事務局長	事務局員	高橋、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第4回総会会議録

令和6年7月25日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 その他

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

事務局 : 引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。

こちらは、農地の相続税の納税猶予を受けている方が3年毎にこの特例を受けた旨の継続届出書を税務署に提出する時に必要な書類です。旧制度では、20年農業経営を行うと納税猶予が確定します。農地を荒らさずに農業経営しているか否かを見ていただく必要があります。なお神奈川県ルールとして草刈りをしており、すぐに耕作が可能な状態である場合には証明書を発行していますのでその点ご了承ください。

1ページをご覧ください。申請者は[]です。

2ページをご覧ください。対象地は、[]の合計[]㎡です。

3ページが位置図です。対象地①から④の位置関係はこのようになっています。

4、5ページが拡大図です。対象地①は[]の道路向かいにあります。対象地②、③は[]の周辺にあり、対象地④は[]の北側にあります。

6ページから9ページが公図兼写真方向図です。

10ページから18ページが高杉推進委員に現地を確認していただいた時の写真です。①から⑦までが対象地①の写真です。柑橘類、梅、露地野菜の栽培を確認しました。

⑧から⑬までが対象地②の写真です。梅、露地野菜、ゴーヤの栽培を確認しました。⑭から⑯までが対象地③の写真です。露地野菜の栽培を確認しました。

⑰、⑱が対象地④の写真です。こちらは3年前に栗を8本ほど植えています田が、シカ等の獣害のため植えても枯れてしまったと聞いております。そのため現在は⑱のキウイのみ栽培しており、草刈り等の日常管理を行っています。急傾斜地であることや獣害のため作物を育てるのは難しい場所だと感じました。

議長 : 現地を確認した高杉推進委員から何かありますか。

高杉推進委員 : 作物を植えていない場所も少しありましたが、全体的に草刈りを行っており、適切に管理されていることを確認しました。18ページの場所は、急傾斜地となっており、草刈りを行うのも大変な場所であることを確認できました。

議長 : 何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は8月26日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。
議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。
5 閉会
議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:00)